

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	毛呂山町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-4-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.moroyama.saitama.jp/www/genre/100000000363/index.htm

執行機関名 毛呂山町教育委員会

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		毛呂山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年毛呂山町条例第26号)別表第1の6の項 私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	毛呂山町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成18年毛呂山町教育委員会告示第5号)第1条及び第2条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、私立幼稚園の設置者が入園料及び保育料(以下「保育料等」という。)の減免をする場合に、毛呂山町が行う私立幼稚園就園奨励費補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。 第2条 私立幼稚園の設置者が、当該幼稚園に在園する満3歳児(満3歳に達した幼児で翌年度の4月を待たずに年度途中から幼稚園に就園した者)、3歳児(当該年度の4月1日現在満3歳の者)、4歳児(当該年度の4月1日現在満4歳の者)及び5歳児(当該年度の4月1日現在満5歳の者)の保護者で町内に住所を有する者に対し、保育料等を減免する場合に、毛呂山町は、別表に定める範囲内において補助を行うものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		毛呂山町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成18年毛呂山町教育委員会告示第5号)